

## 第20号議案

品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

品川区子ども家庭支援センター条例（令和2年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の(1)の表品川区子ども家庭支援センターの項中「品川区二葉一丁目7番15号」を「品川区広町二丁目1番36号」に改め、同条の(2)の表中「品川区西五反田六丁目6番6号」を「品川区荏原二丁目9番6号」に改める。

付 則

この条例中第2条の(1)の表品川区子ども家庭支援センターの項の改正規定は令和8年4月27日から、同条の(2)の表の改正規定は同年5月7日から施行する。

（説明）品川区子ども家庭支援センターおよび品川区地域子ども家庭支援センター荏原の位置を変更する必要がある。